

名取市省エネ家電買い換えキャンペーンQ&A（令和8年4月2日改訂）

キャンペーン期間： 令和8年3月1日～令和9年2月28日まで
（受付開始 令和8年4月1日 応募締切 令和9年3月10日）

1 対象家電について

Q. 対象家電は何か。

A. 下記の「省エネ基準達成率」を満たしたテレビ、エアコン、冷蔵庫です。

- ・テレビ : 82%以上
- ・冷蔵庫 : 103%以上
- ・エアコン : 95%以上

Q. 対象家電を選んだ理由は何か。

A. 対象とする家電は、家庭部門において消費電力が大きく、使用頻度が高いことからキャンペーンの対象といたしました。

Q. 「省エネ基準達成率」とは何か。

A. 省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）に基づいて定められた製品（特定機器）ごとに設定されている省エネ性能の目標基準値を、どのくらい達成しているかを%（パーセント）で表したものです。

Q. 対象家電をどのように確認すればよいか。

- A. ①店頭和省エネラベルの省エネ基準達成率(%表示)をご確認ください。
②資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」（下記サイト URL、二次元バーコード）で、メーカーや型番を入力すると性能を確認できます。

「省エネ型製品情報サイト」 <URL> <https://seihinjyoho.go.jp>

こちらから確認できます→



Q. インターネットや通販、カタログでの購入は対象か。

A. 実店舗での購入を前提としているため、対象ではありません。

Q. 中古品を購入した場合は対象か。

A. 対象ではありません。

Q. リース契約で家電を設置した場合は対象か。

A. 購入されたものを対象としているため、リースによる設置は対象外です。

Q. 古い家電と新しい家電で電気代が変わるのか？

A. 昨今、電気料金が値上がりしているため、料金での比較は難しいですが、10年前の家電と消費電力を比較した場合、下記程度の消費電力の削減効果があるとされています。

冷蔵庫は30%程度、 エアコンは14%程度、 テレビは31%程度

※「省エネ製品買換ナビゲーション しんきゅうさん」(環境省)より

<URL> <https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>

こちらから確認できます→



2 対象者について

Q. 古い家電がない、または古い家電を継続で使用し続け、対象商品を新たに購入したが、キャンペーンの対象か。

A. 対象ではありません。

対象となる家電を新しく購入し、購入したものと同一種別の既存の家電を適切に処分した方が対象となります。(例：テレビを購入し、古いテレビを適切に処分)

※申請には「リサイクル券」の写しが必要です。レシートのリサイクル料の記載だけでは申請できません。

Q. 住民票は市外にあるが、住居は市内にある場合は対象か。

A. 対象者は名取市内に住民票があり、名取市に居住されている方です。住民登録が市外の方は対象ではありません。

Q. インターネットで購入し、事業者を設置してもらう場合は対象か。

A. 実店舗での購入以外は対象外です。

ただし、オンラインによる予約などで、家電の受け取りや支払いが実店舗であれば対象となります。(領収書には受け取り店舗の記載があることが必要です。)

Q. 申請者と使用者が異なっても対象か。

A. 使用者が市民であり、実店舗で購入していれば、対象となります。

その場合、申請は使用者が行ってください。

なお、景品の送付は申請書に記載された住所宛てになります。

Q. 不動産賃貸のオーナーが賃貸住宅やアパート・マンションのエアコンを買い換える場合、対象か。

A. 対象外となります。

Q. 不動産賃貸のオーナーが設置した賃貸住宅やアパート・マンションのエアコンを賃借人が買い換える場合、対象か。

A. 賃貸オーナーの了承のもと買い換える場合は対象となります。

Q. 市内の店舗兼住宅に居住しているが、対象か。

A. 設置場所が居住部分であれば対象となります。

Q. クレジットカードや電子決済で支払いを行う場合も対象か。

A. 領収書（レシート）があれば、対象となります。

※領収書については、購入日・店舗名・型番等が分かるもの。領収書に型番の記載がない場合は、型番が記載されている保証書の写し等を提出してください。

Q. キャンペーン期間内に購入したが、納品が間に合わない場合は、対象か。

A. 必要書類がそろっていれば、対象となります。

Q. 購入品目と廃棄品目が違う場合は対象か。

A. 購入品と廃棄したものが違う品目の場合は対象ではありません。

（例：テレビを廃棄し、冷蔵庫を購入した場合は対象外）

3 応募について

Q. 応募の方法は何か。

A. 郵送、窓口、電子申請です。

Q. 必要書類は何か。

A. 申請書、領収書（レシート）の写し、家電リサイクル券の写しです。

※領収書については、購入日・店舗・型番等が分かるもの。

Q. 必要書類を紛失してしまった場合はどうすればよいか。

A. 不足があるまま応募いただくと不備となりますので、店舗等にご相談ください。

Q. 他の補助金や助成金などとの併用は可能か。

A. 併用可能ですが、併用先の規定をご確認ください。

Q. 複数の家電を買い換えた場合の応募は1回のみか。

A. 対象家電1品目につき、1回の応募が可能です。ただし、同じ品目のものは複数台まとめて1回で申請ください。

（例：テレビ1台、冷蔵庫1台、エアコン2台買い換えた場合、3回の応募が可能です。）

Q. キャンペーンは予定期間より早く終了することがあるのか。

A. 期間内であっても、予算の上限（300件程度）に達した時点で終了します。

4 景品について

Q. 抽選になりますか？ その場合、結果の発表はいつ頃ですか。

A. 先着順に受付をしますが、同日中に多数の応募があった場合などは、抽選とすることがあります。

審査の結果は、文書にてお知らせいたします。1か月ごと取りまとめて、応募された翌月下旬頃発送する予定です。

なお、締切が近くなりましたら応募状況を市のホームページにてお知らせいたします。

Q. 工事費は対象になりますか。

A. 対象になりません。景品の金額は本体価格（税込）で決定します。

Q. 購入の際に値引きを受けた場合、対象金額はどうなりますか。

A. 値引き後の金額（税込）が対象となります。本体以外の経費（工事費など）の総額から値引きされている場合、値引き額を按分して本体価格を計算します。

（例）

・本体価格（税込み）	150,000円	
・工事費（税込み）	30,000円	
・値引き額	30,000円	
・支払額	150,000円	の場合

【本体価格相当の値引き額】

$$\begin{aligned} & \text{本体価格（税込み）} \div (\text{本体価格（税込み）} + \text{工事費（税込み）}) \times \text{値引き額} \\ & = 150,000円 \div (150,000円 + 30,000円) \times 30,000円 \\ & = 25,000円 \end{aligned}$$

【対象金額】

$$\begin{aligned} & \text{本体価格（税込み）} - \text{本体価格相当の値引き額} \\ & = 150,000円 - 25,000円 = \underline{125,000円} \end{aligned}$$

Q. ポイントを利用して購入した場合、対象金額はどのようになりますか。

A. 値引き扱いでなければ、ポイント利用前の金額を対象とします。

Q. 商品券やなとりコインを利用した場合、対象金額はどうなりますか。

A. 値引きとはせず、製品の金額を対象とします。